日本学術会議法の一部を改正する法律案(検討中)

【中期業務運営計画】

- 一 日本学術会議は、会員の任期が始まる日の属する年度ごとに、当該年度以 後の六年間についての業務の運営に関する計画を定めなければならない。
- 二 中期業務運営計画においては、次に掲げる事項を定める。
 - 1 科学に関する重要事項の審議のうち、中期業務運営計画に係る期間に おいて行うものに関する事項
 - 2 日本学術会議が行った審議の成果の実現を図るために実施する業務に 関する事項
 - 3 国内の大学、研究機関、学術に関する団体その他の科学に関する研究に 関係する団体との連携の強化のために実施する業務に関する事項
 - 4 学術に関する国際団体及び海外の科学者の代表機関との交流その他の 科学に関する研究に係る国際交流の推進のために実施する業務に関する 事項
 - 5 日本学術会議の活動について、行政、産業界及び国民の理解を深め、並 びに広く行政、産業界及び国民の意見を反映させるようにするために実 施する業務に関する事項
 - 6 委員会の設置、構成その他の委員会の組織の編成に関する基本的な方 針
 - 7 その他日本学術会議規則で定める事項
- 三 中期業務運営計画には、二の2から5までに掲げる事項として、当該各号 に規定する業務に関する目標及び実施時期を定めなければならない。
- 四 日本学術会議は、中期業務運営計画を定め、又は変更したときは、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

【評価】

- 一 日本学術会議は、毎年度、運営の状況について、自ら評価を行わなければ ならない。
- 二 日本学術会議は、評価を行ったときは、その結果をインターネットの利用 その他の方法により公表するとともに、当該結果を踏まえて、運営の改善の ために必要な措置を講じなければならない。
- 三 日本学術会議は、評価を行うに当たっては、会員及び連携会員以外の者であって学識又は経験を有するものの意見の聴取その他の方法により、行政、 産業界及び国民の意見を適切に把握するよう努める。
- 四 一から三までに定めるもののほか、評価の基準及び方法その他評価に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

【幹事会】

幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 日本学術会議の運営に関する事項を審議すること。
- 2 各部が行う事務に関し、各部の間の調整並びに各部に対する援助及び 助言を行うこと。

【会員の推薦及び連携会員の任命の手続】

- 一 日本学術会議は、日本学術会議規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者であって多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有するもののうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する。
- 二 日本学術会議は、会員の候補者の選考に当たっては、会員、連携会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずる。
- 三 日本学術会議は、会員の候補者の選考に当たっては、その構成について年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにするとともに、会員の候補者について国際的な研究活動の業績、行政、産業界等との連携による活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮し、先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮する。
- 四 日本学術会議は、会員の候補者を選考するときは、あらかじめ、七に規定する選考諮問委員会に諮問しなければならない。
- 五 連携会員の任命は、日本学術会議規則で定めるところにより、優れた研究 又は業績がある科学者であって多様な分野の科学に関する知見を総合的に 活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験 と高い識見を有するもののうちから行う。
- 六 二から四までの規定は、会長が連携会員を任命する場合について準用する。
- 七 日本学術会議に、四(六において準用する場合を含む。)及び十七の規定 による諮問に応じ、会員の候補者の選考及び連携会員の任命に関する事項 について審議し、意見を述べる組織として、選考諮問委員会を置く。
- 八 選考諮問委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めると きは、日本学術会議及び会長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。
- 九 日本学術会議及び会長は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければなら

ない。

- 十 選考諮問委員会は、選考諮問委員五人をもって組織する。
- 十一 選考諮問委員は、会員及び連携会員以外の者であって、科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況又は科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、次に掲げる者と協議の上、会長が任命する。
 - 1 内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術・イノベーション会議の議員の中から総合科学技術・イノベーション会議が選定する者
 - 2 日本学士院の院長
- 十二 十一の各号に掲げる者は、日本学術会議が独立して第三条各号に掲げる職務を行うこと等の日本学術会議の運営上の特性に十分配慮するとともに、選考諮問委員の選考が十一の規定の趣旨に照らし適切であるかどうかについて自らの経験及び識見に基づき公正に判断することを旨として、十一の協議を行う。
- 十三 選考諮問委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選考諮問委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 十四 選考諮問委員は、再任されることができる。
- 十五 選考諮問委員は、非常勤とする。
- 十六 七から十五までに定めるもののほか、選考諮問委員会の組織及び選考 諮問委員その他の選考諮問委員会に関し必要な事項は、政令で定める。
- 十七 会長は、一及び五の日本学術会議規則を制定し、又は改廃するときは、 あらかじめ、選考諮問委員会に諮問しなければならない。

【その他】

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 中期業務運営計画の規定は、この法律の施行後最初の会員の任期が始まる日の属する年度から適用する。
- 三 評価の規定は、令和六年四月一日に開始する年度以後の日本学術会議の 運営の状況について適用する。
- 四 令和五年九月三十日に任期が満了することとなる会員の任期は、令和六年三月三十一日までとする。
- 五 令和八年九月三十日に任期が満了することとなる会員の任期は、令和九 年三月三十一日までとする。
- 六 令和五年九月三十日に任期が満了することとなる会長、副会長、部長、副 部長又は幹事の任期は、令和六年三月三十一日までとする。

- 七 この法律の施行後最初に任命される選考諮問委員の任期は、令和六年九 月三十日までとする。
- 八 二から七までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 置は、政令で定める。
- 九 政府は、この法律の施行後三年及び六年を目途として、日本学術会議法の施行の状況及び日本学術会議の運営の状況を検証し、その結果に基づいて、目的をより効果的に実現する観点から、中期業務運営計画に定めるべき事項、評価の方法その他の日本学術会議の運営の適正化を図る仕組みの在り方、会員の定員数、任期、定年及び選考の方法その他の会員及び連携会員に関する制度の在り方、会長の権限及び選任の方法その他の日本学術会議の役職の在り方その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びその場合の財政基盤の確保の方法も含めた日本学術会議の組織及び運営の在り方についての総合的な見直しを行い、法律の改正その他の必要な措置を講ずる。